



発行 新潟県

**第 58 号**

令和6年7月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 838 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 839 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 840 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 841 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 842 公共測量の終了通知（監理課）
- 843 公共測量の終了通知（監理課）
- 844 公共測量の実施通知（監理課）
- 845 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 総合評価一般競争入札の落札者等（義務教育課）

選挙管理委員会規程

- 11 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第838号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 市町村  | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地            |
|------|--------------|--------------------------|
| 村上市  | 1者           | 宮ノ下川向1191番ほか1筆 0.4ha     |
| 新発田市 | 11者          | 島潟赤沼199番1ほか168筆 21.0ha   |
| 阿賀野市 | 17者          | 姥ヶ橋古田851番ほか224筆 27.2ha   |
| 新潟市  | 3者           | 横越十二前11270番ほか86筆 7.7ha   |
| 長岡市  | 4者           | 灰島新田村浦597番2ほか10筆 1.8ha   |
| 出雲崎町 | 3者           | 沢田宮ノ下1799番1ほか15筆 3.2ha   |
| 魚沼市  | 3者           | 干溝桜田893番2ほか10筆 1.7ha     |
| 南魚沼市 | 1者           | 泉甲大道下273番1ほか13筆 1.8ha    |
| 佐渡市  | 52者          | 加茂歌代滝本594番1ほか409筆 60.6ha |
| 合 計  | 95者          | 945筆 125.5ha             |

2 認可年月日

令和6年7月30日

◎新潟県告示第839号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年7月30日

新潟県知事 花角 英世

|            |  |        |           |            |         |       |            |
|------------|--|--------|-----------|------------|---------|-------|------------|
| 登録番号       | 15018                                  | 登録年月日  | 平成21年9月9日 |            |         |       |            |
| 登録検査機関の名称  | 株式会社 諸長                                |        |           |            |         |       |            |
| 代表者氏名      | 代表取締役 諸橋 勤                             |        |           |            |         |       |            |
| 主たる事務所の所在地 | 新潟県魚沼市十日町352番地15                       |        |           |            |         |       |            |
| 登録の区分      | 品位等検査                                  |        |           |            |         |       |            |
| 農産物の種類     | 国内産玄米                                  |        |           |            |         |       |            |
| 農産物検査を行う区域 | 農産物検査員                                 |        |           | 成分検査業務受委託先 |         |       |            |
|            | 氏名                                     | 農産物の種類 | 証明書番号     | 受委託の区分     | 登録検査機関名 | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
| 新潟県        | 池田 圭一郎                                 | 玄米     | K1522015  |            |         |       |            |
| 備考         | 略称『諸長』令和6年7月30日 農産物検査員1名の登録抹消。検査員合計8名。 |        |           |            |         |       |            |

◎新潟県告示第840号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の越路原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年7月30日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

|    |                |                |
|----|----------------|----------------|
| 理事 | 長岡市沢下条丙112番地3  | 田中 藤雄<br>(理事長) |
| 〃  | 〃 飯塚1212番地     | 平石 博           |
| 〃  | 〃 飯塚1030番地乙    | 田中 毅一          |
| 〃  | 〃 来迎寺乙308番地    | 永井 代志人         |
| 〃  | 小千谷市片貝町6759番地2 | 安達 高           |
| 〃  | 長岡市飯塚2997番地    | 内藤 章次          |
| 〃  | 〃 東谷4593番地24   | 五十嵐 和男         |
| 〃  | 小千谷市鴻巣町983番地   | 山口 小百合         |
| 監事 | 長岡市岩田1486番地    | 嘉瀬 重一          |
| 〃  | 〃 飯塚976番地      | 榎 政雄           |
| 〃  | 〃 十日町461番地1    | 村山 清人          |

就任年月日 令和6年6月29日

2 退任

|    |                |                |
|----|----------------|----------------|
| 理事 | 長岡市沢下条丙112番地3  | 田中 藤雄<br>(理事長) |
| 〃  | 〃 東谷3187番地     | 木曾 健太郎         |
| 〃  | 〃 飯塚1212番地     | 平石 博           |
| 〃  | 〃 東谷1152番地     | 内山 悦郎          |
| 〃  | 〃 岩田1486番地     | 嘉瀬 重一          |
| 〃  | 〃 飯塚1030番地乙    | 田中 毅一          |
| 〃  | 〃 来迎寺乙308番地    | 永井 代志人         |
| 〃  | 小千谷市片貝町6759番地2 | 安達 高           |
| 監事 | 〃 片貝町10206番地   | 木曾 勘次          |
| 〃  | 長岡市来迎寺甲2637番地  | 黒崎 満洲雄         |
| 〃  | 〃 川口武道窪157番地   | 阿部 恒雄          |

退任年月日 令和6年6月28日

## ◎新潟県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、十日町市の川西土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年7月30日

新潟県十日町地域振興局長

## 1 就任

|    |               |                |
|----|---------------|----------------|
| 理事 | 十日町市仁田3444番地  | 田中 茂夫<br>(理事長) |
| 〃  | 〃 山野田15番地     | 北村 公太郎         |
| 〃  | 〃 上野甲282番地    | 渡邊 義則          |
| 〃  | 〃 新町新田537番地 1 | 水品 正幸          |
| 〃  | 〃 霜条288番地 1   | 星名 宣男          |
| 〃  | 〃 野口318番地 1   | 村越 浩明          |
| 〃  | 〃 下平新田535番地 2 | 相崎 芳則          |
| 〃  | 〃 高原田231番地 1  | 村山 一男          |
| 〃  | 〃 仁田2347番地 1  | 須藤 和男          |
| 監事 | 〃 沖立2196番地    | 星名 善彦          |
| 〃  | 〃 木落704番地 2   | 和久井 昇          |

就任年月日 令和6年7月18日

## 2 退任

|    |              |                |
|----|--------------|----------------|
| 理事 | 十日町市仁田3444番地 | 田中 茂夫<br>(理事長) |
| 〃  | 〃 伊勢平治18番地 1 | 星名 敏雄          |
| 〃  | 〃 上野乙236番地 1 | 根津 秀一          |
| 〃  | 〃 山野田15番地    | 北村 公太郎         |
| 〃  | 〃 仁田2374番地   | 藤原 直幸          |
| 〃  | 〃 上野甲282番地   | 渡邊 義則          |
| 〃  | 〃 霜条288番地 1  | 星名 宣男          |
| 〃  | 〃 野口318番地 1  | 村越 浩明          |
| 〃  | 〃 新町新田28番地 1 | 渡辺 一弘          |
| 監事 | 〃 沖立2196番地   | 星名 善彦          |
| 〃  | 〃 木落704番地 2  | 和久井 昇          |

退任年月日 令和6年7月17日

## ◎新潟県告示第842号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、見附市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測）
- 作業期間 令和5年10月23日から令和6年3月6日まで
- 作業地域 見附市

## ◎新潟県告示第843号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 安田地区 基準点測量）
- 作業期間 令和6年6月10日から令和6年7月16日まで

3 作業地域 新潟県柏崎市大字安田地内

◎新潟県告示第844号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県村上地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（3級水準測量、数値撮影（デジタル）、数値図化）
- 2 作業期間 令和6年7月22日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 村上市釜杭、村上市笹平 地内

◎新潟県告示第845号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和6年7月30日

新潟県知事 花角 英世

| 免許の取消しをした年月日 | 免許の取消しをした建築士の氏名 | 登録番号    | 免許の取消しの理由 |
|--------------|-----------------|---------|-----------|
| 令和6年4月12日    | 石川 正巳           | 第18006号 | 死亡        |

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年7月30日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ア ロータリ除雪車（2.2m級、スイング式雪切板付） 1台
- イ ロータリ除雪車（2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付） 1台
- ウ ロータリ除雪車（2.6m220kW級、ロング雪切板、後輪ダブルタイヤ付） 1台
- エ 小形除雪車（1.0m級） 3台
- オ 小形除雪車（1.0m級、ロング雪切板付） 3台
- カ 小形除雪車（1.3m級） 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月14日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)ア～カについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和6年9月6日（金） 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

令和6年9月9日（月） 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

### 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年8月9日（金）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年8月26日（月）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行

うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

- |  |          |
|--|----------|
| 1. Rotary snowplow with swing-type snow cutting blade (2.2-meter class)                                    | [1] unit |
| 2. Rotary snowplow with swing auger, and dual rear wheels (2.6-meter, 220-kilowatt class)                  | [1] unit |
| 3. Rotary snowplow with long-type snow cutting blade, and dual rear wheels (2.6-meter, 220-kilowatt class) | [1] unit |
| 4. Small snowplow (1.0-meter class)  | [3] unit |
| 5. Small snowplow with long-type snow cutting blade (1.0-meter class)                                      | [3] unit |
| 6. Small snowplow (1.3-meter class)  | [1] unit |

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. (Mon.) August 26, 2024

(3) Date of bid opening:

10 : 00A.M. (Mon.) September 9, 2024

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

---

**総合評価一般競争入札の落札者等について（公告）**

総合評価一般競争入札について落札者を決定したので、次のとおり公告する。

令和6年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県小中学校等統合型校務支援システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県教育庁義務教育課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和6年7月19日
- 6 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社新潟支店  
新潟県新潟市中央区東堀通七番町1017番地1
- 7 落札価格  
88,066,000円
- 8 入札公告日

令和6年6月4日

9 落札方式

総合評価

10 予定価格

115,764,500円

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改正後      |       |     | 改正前      |                                     |  |
|----------|-------|-----|----------|-------------------------------------|--|
| 別表第1（病院） |       |     | 別表第1（病院） |                                     |  |
| 市区町村名    | 病院の名称 | 所在地 | 市区町村名    | 病院の名称                               | 所在地                                    |
| (略)      |       |     | (略)      |                                     |  |
| 佐渡市      | (略)   | (略) | 佐渡市      | (略)<br><u>介護老人保健施設</u><br><u>さど</u> | (略)<br><u>佐渡市中興乙</u><br><u>1601番地1</u> |
|          | (略)   | (略) |          | (略)                                 | (略)                                    |
| (略)      |       |     | (略)      |                                     |  |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。